項各号に掲げるものを除く。）であって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあっては、(i)に掲げる放出海域で使用する場合には(i)に定める値以下となり、かつ、(ii)に掲げる放出海域で使用する場合には(ii)に定める値以下となるもの）

(i)　海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値

(ii)　海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値

(2)　平成二十七年改正令附則第二項第一号から第三号までに掲げる原動機のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの

附　則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の三第二項第一号及び第百二十九条の五第二項の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件及び用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部改正）

第一条　特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一各号列記以外の部分中「第一号から第五号まで」を「第一号、第二号及び第四号から第十号まで」に改め、同第一号中「かごの天井部」を「籠の天井部」に改め、「第六号に適合するもの」の下に「（籠の床面積が一・一平方メートル以下のものに限る。第三号及び第四号において同じ。）」を加え、同号イ中「かごは」を「籠は」に、「かご内の」を「籠内の」に、「かご外」を「籠外」に、「かごの」を「籠の」に、「かごを用いなければかご」を「鍵を用いなければ籠」に改め、同号ロ中「かご」を「籠」に改め、同第三号中「並びに第百二十九条の十第三項及び第四項」を「、第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三第二項、第三項及び第五項から第十二項まで」に改め、「第百二十九条の十第三項第四号イの規定」の下に「、非常用エレベーター以外のエレベーターにあっては令第百二十九条の十三の三の規定」を加え、同号ヘ中「ホ」を「ト」に、「かご」を「籠」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホ中「かご」を「籠」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「かご」を「籠」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）」を「駆動装置等」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター二基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び換気上有効な開口部を除き、耐火構造の床及び壁で囲まれたものとすること。

ハ　非常用エレベーターにあっては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最上階の床面より上方に限る。）に設けること。

第一第六号イからハまで以外の部分中「かご」を「籠」に改め、「昇降行程が十メートル以下の」を削り、「一・一平方メートル」を「一・三平方メートル」に、「、第百二十九条の十第三項第一号から第三号まで及び第四号ロ並びに同条第四項」を「並びに第百二十九条の十第三項及び第四項」に改め、同号ただし書中「第百二十九条の十第三項第二号の規定」の下に「、籠の床面積が一・一平方メートル以下のものにあっては同項第四号イの規定」を加え、同号イ中「かごは」を「籠は」に改め、同号イ(2)中「かご」を「籠」に改め、同号イ(3)(i)から(iii)まで以外の部分中「かご」を「籠」に、「すき間」を「隙間」に改め、同号イ(3)(i)中「かご」を「籠」に、「すき間」を「隙間」に改め、同号イ(3)(iii)中「かご」を「籠」に、「すき間」を「隙間」に改め、同号イ(4)及び(5)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ(3)中「すき間」を「隙間」に改め、同号ハ中「かご」を「籠」に改める。

（用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件の一部改正）

第二条　用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「積載荷重」の下に「（単位　ニュートン）」を加え、第六号を第七号とし、第五号中「かご」を「籠」とし、同号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第六号に掲げるエレベーター　床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値（計算した数値が千九百八十を超える場合にあっては、千九百八十）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

2　昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「並びに結果」を「及び結果」に改める。

別表第一(四)の項(い)欄中「掲げるもの」の下に「（籠の床面積が一・一平方メートル以下のものに限る。以下同じ。）」を加え、同項(に)欄中「第百二十九条の十第三項第四号」を「第百二十九条の十第三項第四号イ」に改め、同(十一)の項(に)欄中「第一第三号ヘ」を「第一第三号チ」に改め、同(十二)の項(に)欄中「第一第三号ロ」を「第一第三号ニ」に改め、同表六(一)の項及び(二)の項(に)欄中「第一第三号ヘ」を「第一第三号チ」に改め、同表七(五)の項(に)欄中「第百二十九条の十三の三第四項の規定に適合しないこと」の下に「、特殊告示第一第三号ロの規定に適合しないこと」を加える。

別表第二(一)(三)の項(に)欄中「第三号ホ」を「第三号ト」に改め、同表二(七)の項(に)欄中「第百二十九条の十第三項第四号」を「第百二十九条の十第三項第四号イ」に改め、同(十五)の項(に)欄中「第一第三号ヘ」を「第一第三号チ」に改め、同(十六)の項(に)欄中「第一第三号ロ」を「第一第三号ニ」に改め、同表六(一)の項及び(二)の項(に)欄中「第一第三号ヘ」を「第一第三号チ」に改める。

○東北地方整備局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之